平成２６年（フ）第２７２号
愛媛県松山市北土居４丁目７―17　ドミールつばき１階101号、住民票上の住所愛媛県松山市岩崎町２丁目３番41号
債務者　鶴原あさ子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
福岡県久留米市上津町1970番地51、前住所福岡県筑後市大字熊野171番地18
債務者　熊谷　好子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４３号
福岡県大川市大字向島1943番地７古賀アパート
債務者　松本　順治
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5125番地、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3524番地９
債務者　上野ひろ子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
山梨県甲府市堀之内町896番地１　コスモ甲府Ｂ102号
債務者　笠井　　彰
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
山梨県甲府市堀之内町896番地１　コスモ甲府Ｂ102号
債務者　笠井　佳奈
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
長野県安曇野市三郷明盛3025番地
債務者　宮澤　裕司
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８７２号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１―５棟909号
債務者　中尾　一弥
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７９号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町６番地の36
債務者　中川　紘幸
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００２号
京都市中京区西ノ京上合町37番地　グランドパレス円町606号室
債務者　髙瀬由美子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００９号
京都市伏見区深草西浦町６丁目62番地　キャッスル深草Ｅ401
債務者　今岡　文明
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１４号
京都市山科区西野小柳町53番地　地野アパート２Ｆ11号室
債務者　和田友美子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２２号
京都市右京区山ノ内池尻町６番地　京都四条グランドハイツ630
債務者　八田　　巧
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪84番地の１
債務者　野田瀬津子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２８号
京都市右京区西院東中水町14番地　西大路市営住宅１棟407号
債務者　小坂千鶴子
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３５号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　29棟401号
債務者　ハウスガードこと　杉山さやか
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係